



# 山形県公報

平成22年8月31日(火)  
第2173号  
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 道路の区域の変更……………(庄内総合支庁建設総務課) …947
- 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧……………(都市計画課) …同
- 二級建築士の免許の取消し……………(建築住宅課) …948

### 公 告

- 財団法人都道府県会館(災害共済事業及び機械損害共済事業)の経営状況……………(管財課) …同
- 家畜商講習会の開催……………(畜産課) …同
- 技能検定員審査及び教習指導員審査の実施……………(公安委員会) …949

## 告 示

### 山形県告示第726号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、庄内総合支庁建設部建設総務課において平成22年8月31日から同年9月13日まで縦覧に供する。

平成22年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 345号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                       | 旧新の別 | 敷地の幅員              | 延 長        |
|---------------------------|------|--------------------|------------|
| 酒田市橋本字道下148番から<br>同 8番3まで | 旧    | 18.6メートル<br>} 18.2 | メートル<br>14 |
| 同 上                       | 新    | 17.4メートル<br>} 17.2 | 同 上        |

### 山形県告示第727号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成22年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 河北都市計画下水道
  - (2) 名称 河北公共下水道
- 2 縦覧の場所  
県土整備部都市計画課

## 山形県告示第728号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、二級建築士の免許を次のとおり取り消した。

平成22年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 免許の取消しをした年月日  
平成22年8月24日
- 2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及び登録番号  
佐藤孝助 第2696号
- 3 免許の取消しの理由  
建築士法第8条の2第1号の規定による届出があったため。

---

## 公 告

---

地方自治法（昭和22年法律第67号）第263条の2第2項の規定により、財団法人都道府県会館から平成21年度の災害共済事業及び機械損害共済事業の経営状況について、次のとおり通知があった。

平成22年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 災害共済事業

|            |                    |
|------------|--------------------|
| 分担金その他収入   | 2, 248, 670, 920円  |
| 災害共済金その他支出 | 898, 139, 857円     |
| 正味財産       | 23, 757, 489, 635円 |
- 2 機械損害共済事業

|            |                   |
|------------|-------------------|
| 分担金その他収入   | 1, 113, 694, 228円 |
| 災害共済金その他支出 | 471, 136, 578円    |
| 正味財産       | 7, 387, 210, 650円 |

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規定により、同法第3条第2項第1号の規定による講習会を次のとおり実施する。

平成22年8月31日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 講習会の日時及び場所
  - (1) 日 時 平成22年10月21日（木）及び22日（金）午前8時30分から午後5時まで
  - (2) 場 所 新庄市大字角沢1366  
山形県立農業大学校研修施設「緑風館」研修室
- 2 講義内容
  - (1) 家畜の取引に関する法令 4時間
  - (2) 家畜の品種及び特徴 4時間
  - (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病 6時間
- 3 受講手続  
受講申込書を平成22年10月1日（金）までに住所を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課（県外居住者にあつては、山形市松波二丁目8番1号農林水産部畜産課）に提出すること。  
なお、受講申込書を提出する際に手数料（3,500円）を当該受講申込書に山形県収入証紙をちょう付して納付すること。
- 4 その他  
詳細については、農林水産部畜産課（電話023(630)2473）又は住所地を所管する総合支庁の産業経済部農業振興課に問い合わせること。

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する技能検定員審査及び第10条第1項に規定する教習指導員審査を次のとおり実施する。

平成22年8月31日

山 形 県 公 安 委 員 会  
委 員 長 中 山 眞 一

## 1 審査の種類

### (1) 技能検定員審査

- ア 技能検定員審査（大型）
- イ 技能検定員審査（中型）
- ウ 技能検定員審査（普通）
- エ 技能検定員審査（大特）
- オ 技能検定員審査（大自二）
- カ 技能検定員審査（普自二）
- キ 技能検定員審査（<sup>けん</sup>引）
- ク 技能検定員審査（大型二種）
- ケ 技能検定員審査（中型二種）
- コ 技能検定員審査（普通二種）

### (2) 教習指導員審査

- ア 教習指導員審査（大型）
- イ 教習指導員審査（中型）
- ウ 教習指導員審査（普通）
- エ 教習指導員審査（大特）
- オ 教習指導員審査（大自二）
- カ 教習指導員審査（普自二）
- キ 教習指導員審査（<sup>けん</sup>引）
- ク 教習指導員審査（大型二種）
- ケ 教習指導員審査（中型二種）
- コ 教習指導員審査（普通二種）

## 2 審査の期日及び場所

### (1) 期 日

平成22年10月4日（月）から同月8日（金）までの間において、前項の技能検定員審査及び教習指導員審査の種類ごとに別に指定する日

### (2) 場 所

天童市大字高楯1300番 山形県総合交通安全センター

## 3 審査の申請手続

### (1) 申請手続

審査を受けようとする者は、審査申請書（規則別記様式第1号）に山形県指定自動車教習所規程（昭和53年6月県公安委員会告示第15号）第5条第1項各号に掲げる書類を添えて、山形県警察本部交通部運転免許課（以下「運転免許課」という。）に提出すること。

### (2) 申請の受付期間及び受付時間

平成22年9月13日（月）から9月17日（金）までの日の午前8時30分から午後5時15分まで

## 4 審査手数料

審査手数料は、山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）第2条第2項第8号及び第10号に規定する額とする。

## 5 その他

詳細については、運転免許課（電話023-655-2150）に問い合わせること。

平成22年8月31日印刷  
平成22年8月31日発行

発行所 山形県庁  
発行人 山形県

〒990-0071 山形市流通センター一丁目5-3  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056